

藤沢市職員の退職手当に関する条例及び藤沢市職員の育児休業等に関する
条例の一部改正について

藤沢市職員の退職手当に関する条例及び藤沢市職員の育児休業等に関する条例の一部
を次のように改正する。

2018年(平成30年)2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市職員の退職手当に関する条例及び藤沢市職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例

(藤沢市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 藤沢市職員の退職手当に関する条例(昭和29年藤沢市条例第22号)の一部
を次のように改正する。

第5条の4第1項中「100分の87」を「100分の837」に改める。

第6条及び第6条の2中「4959」を「47709」に改める。

(藤沢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 藤沢市職員の育児休業等に関する条例(平成4年藤沢市条例第23号)の一部
を次のように改正する。

第9条第2項中「(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間
に限る。)」を削り、「その月数の4分の1に相当する月数」を「当該職員の最初の
育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間にあってはその月数の4分
の1に相当する月数, 1歳に達した日の属する月後の期間にあってはその月数の2分
の1に相当する月数, 当該職員の最初の育児休業に係る子以外の子が1歳に達した日
の属する月までの期間にあってはその月数の6分の1に相当する月数, 1歳に達した
日の属する月後の期間にあってはその月数の4分の1に相当する月数」に改める。

附 則

この条例は, 平成30年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、国家公務員の退職手当の見直し等に準じ、本市職員の退職手当について見直しを図る必要による。